



たよれーる便り



2020年 春号



悪質な訪問販売の
被害にあった
財産管理に自信がなくな
った時は?
虐待にあっている人がいる
など

皆様の権利を守ります



明るい「笑顔」で

介護認定の申請をしたい
健康を維持したい
身体の機能に不安がある
介護予防ケアプラン
の作成
など

自立した生活を支援します

近所の一人暮らしの
高齢者が心配
交流できるサロンなどを
教えてほしい
離れて暮らしている
両親の事が心配
など

お気軽に相談してください



お手伝いします!

医療機関との連絡・調整
行政や協力機関との連携
町内会や民生委員との協力
介護サービス事業所との
ネットワーク
など

多方面から皆様を支えます



ご利用について

○ご利用できる方

下記の地域にお住まいの方及びそのご家族

- ・島松寿町・島松仲町・島松東町・島松本町・島松旭町・北島・島松沢
- ・下島松・中島松・西島松・南島松・林田・穂栄・北柏木町・柏陽町

○ご利用回数

ご相談の回数に制限などはありません。お気軽にご相談ください。

○ご利用日時

ご利用日	月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝祭日・12月30日～1月3日は休み）
ご利用時間	9：00から18：00

お問い合わせはこちら



恵庭市きた地域包括支援センターたよれーる きた

恵庭市島松本町1丁目11-1 www.ladeesse.jp/eniwakita_houkatsu

TEL.0123-25-3100

「たよれーるきた」の活動紹介

2020年1月～3月参加イベントや活動の一部をご紹介します。

※3月は「新型コロナウイルス」感染症の拡大防止の観点から、各種イベントの中止・延期がありこの度の掲載はありません。

2020年1月21日(火) -ふれあいサロン交流会-
～ひとつひとつの「笑顔」が地域の元気へ～

恵庭市内には、つどいの場として「サロン活動」を行っている団体が60以上あります。サロンの代表やサポーターの皆さんが一堂に会し、市民会館にてふれあいサロン研修交流会が行われました。実践発表や各種出前講座の紹介、レクリエーション用遊具の体験会など、今後の活動に役立つ内容となりました。参加されていた方に共通していたのは「笑顔」！ 何事にも関心を持って取り組む...地域の元気を支えている方々の想いを感じる交流会でした♥



2020年2月1日(土)～2月29日(土)
～あなたの想いは?～

「3丁目ギャラリー」(恵庭市島松本町3-16-1)にて人と地域を繋げるをテーマに、「明珍鉄工所展」が開催されました。鍛冶の技が詰め込まれた農具を通じて、恵庭の開拓に5代に渡り関わってきた明珍家の軌跡を紹介。受け継がれてきた熱い想いを、4代目「明珍 武康(たけやす)」さん自ら語っていただく機会を設けることができました。これからも、皆さんの想いを地域へ発信していきます！！

えにわ
ささ恵あいマップ

「えにわささ恵あいマップ」完成しました！

この度、生活支援コーディネーターの取り組みの一環として、暮らしを支えるさまざまなサービスやふれあいサロン活動を行っている団体など、地域情報をまとめた「えにわささ恵あいマップ」を作成しました。

「地域資源編」は日用品の配達や訪問サービスなど高齢者だけではなく、どなたがご覧になっても生活に役立つ情報を掲載しています。

「つどいの場編」は、老人クラブやサロン情報が満載です。

マップは、恵庭市社会福祉協議会ホームページから閲覧や印刷も可能です。たよれーるでも、配布しておりますのでお気軽にお申し付けください。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らし続けるために、ぜひお役立てください！





～住み慣れた自宅でいつまでも～ 住宅改修のご紹介



住宅改修の目的とは？

①家庭内での事故を防ぐ

65歳以上の高齢者において、住宅内での事故発生の割合は居室が45.0%と最も多く、次に階段、18.7%、台所・食堂17.0%と続きます。さらに、高齢者の家庭内における不慮の事故死については、交通事故よりも多いという報告もあり、その内訳をみると「浴槽内での溺死」「スリップ、つまずき等による転倒」が最も多く、年齢が上がるにつれて発生比率も上昇していく傾向にあります。家庭内における事故を防ぐことは健康寿命の延長につながっていくということが考えられます。

②出来る事が増え自由に暮らせるようになる

もし事故を起こして介護度が高まれば家族への負担が増えるといっても過言ではありません。高齢者の安全を確保するために家族が介護を行います。しかし、家族がそばに居るために自分で出来る事が減ってしまい、それによって介護度が上がってしまうことも…自分で出来る事が増えれば自立心の向上や、それに伴い活動量が増え生活の質が高まるという好循環につながっていく可能性があります。

③家族の負担が軽減される

家族が付きっきりで要介護者のお世話をすれば、事故は防いでも家族自身が疲れ果ててしまいます。介護は明確な期間は決まっていませんし、24時間365日の介護が必要となります。そのため、少しでも要介護者ができることを増やし、家族の負担を減らすことで細く長く無理なく介護を続けていくことができるようになります。

住宅改修の助成を受けるための条件は？

1、要支援認定あるいは要介護認定を受けている。

2、住宅改修を行う住宅が介護保険被保険者証に記載されている住所の住宅であること。介護保険被保険者証に記載されていない住所の住宅を住宅改修する場合は、たとえ要介護者が頻繁に出入りをしていたとしても住宅改修の助成の対象外となります。

3、助成対象となっている場所の住宅改修であるか？対象となる場所は以下ようになります。

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消(屋内だけでなく玄関から道路までの屋外も可能)
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(屋内だけでなく玄関から道路までの屋外も可能)
- ・引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- ・和式⇒洋式便器等への便器の取替え(位置変更など)
- ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要な工事



住宅改修の流れ

ケアマネジャーに相談⇒申請書類又は書類の一部を市へ提出・確認⇒住宅改修費の支給申請・決定



※「介護保険」を利用して「住宅改修」を行う際は、一人あたり20万円(その内1割から3割は自己負担)を上限として支給されます。支給には条件があり、「要介護認定を受けている」「事前審査が必要」等となっております。興味がある方は「たよれーるきた」までお気軽にご相談下さい。